



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年8月11日(火) 第9824号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○市街地再開発事業の施行認可(住宅政策課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民活動支援・広聴課)	2
○土地改良区の設立に係る縦覧(農村整備課)	3
○同	3
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧(同)	3
○同	3
○開発工事の完了(建築課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第215号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の9第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の施行を次のとおり認可した。

令和2年8月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の氏名又は名称 山本高治郎及び関東建設工業株式会社
- 2 事業施行期間 令和2年8月11日から令和4年12月31日まで
- 3 施行地区 太田市浜町3番19、3番23、3番37、3番38、3番43、3番44、4番1から4番5まで及び4番8から4番15までの全部並びに3番24先道路、3番24先水路、3番24先土揚敷、4番2先道路、4番2先水路、4番6先道路及び4番6先水路並びに3番24、3番26、4番6及び4番7の各一部
- 4 第一種市街地再開発事業の名称 太田市浜町第二地区第一種市街地再開発事業
- 5 事務所の所在地 太田市飯田町1547 OTA スクエアビル7階
- 6 施行認可の年月日 令和2年8月3日
- 7 施行者の住所
山本高治郎 太田市本町1番18号
関東建設工業株式会社 太田市飯田町1547 OTA スクエアビル7階
- 8 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法 事務所の掲示板のほか代表者が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは、官報に掲載して行う。
- 10 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限 個別利用区の定め無し
- 11 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和2年9月11日

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年8月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年7月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ばわふる
- 3 代表者の氏名 富澤文子
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市上里見町333番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人たち、高齢者、児童、その他地域住民に対して、医療福祉や文化、スポーツ等に関する活動や農産物の栽培や自然保護活動、災害救助支援などを通じて、地域社会の貢献に寄与することを目的とする。又、これらの活動に地元企業・団体・個人等が参加することにより安全で活力あるまちづくりの構築に寄与するとともに経済活動の活性化に寄与する事を目的とする。又、環境保護と子供の健

全育成に寄与する事を併せて目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により牛の平土地改良区の設立を適当と決定したので同条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 定款の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間 令和2年8月12日から同年9月8日まで
 - 3 縦覧に供する場所 片品村役場
-

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により境小此木東部土地改良区の設立を適当と決定したので同条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 定款の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間 令和2年8月12日から同年9月8日まで
 - 3 縦覧に供する場所 伊勢崎市役所
-

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営牛の平土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間 令和2年8月12日から同年9月8日まで
 - 3 縦覧に供する場所 片品村役場
-

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営境小此木東部土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年8月12日から同年9月8日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊勢崎市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年8月11日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町下江黒528-4	邑楽郡明和町下江黒527番地1 新橋貴史
2	邑楽郡明和町新里542-1	邑楽郡明和町新里567番地1 堀口純一
3	富岡市黒川字小塚704-3、704-4、704-5、704-6、705-5、705-6、705-7、宇下小塚755、756、756-2、758-1、760-1、760-2	安中市板鼻148-1 株式会社トヨナガ 代表取締役 長尾秀夫

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111